

# 埼玉県・さいたま市若年性認知症自立支援ネットワーク研修

## 若年性認知症の方が利用できる 社会保障制度について

---

埼玉県・さいたま市 若年性認知症サポートセンター  
若年性認知症支援コーディネーター  
生田 美 希

# なぜ社会保障制度を理解することが必要なのか

経済的に不安定になりやすい

若年性認知症の方のためだけ  
の制度はない

## この研修で紹介する制度

自立支援医療制度

障害年金

指定難病医療費給付制度

傷病手当金

精神障害者保健福祉手帳

## 【収入の増減】

|       | 全国(n=1005) |
|-------|------------|
| 変わらない | 31.9%      |
| 減った   | 57.4%      |
| 増えた   | 1.7%       |
| わからない | 8.9%       |

## 【家計】

|            | 全国(n=1009) |
|------------|------------|
| とても苦しい     | 14.1%      |
| やや苦しい      | 21.1%      |
| 何とかまかなえている | 55.1%      |
| 余裕がある      | 5.4%       |
| わからない      | 4.3%       |

## 【 家族の困りごと 】

- ・将来の経済的不安

## 【いつも必要としている情報】

- ・経済的支援に関する情報

# 自立支援医療制度について（1）

## 制度の概要

認知症により、**通院**による治療を続ける必要のある病状の方に、認知症の治療にかかる医療費を軽減する制度  
入院は対象外

### 自立支援医療制度のご案内 (精神通院医療)

1. **自立支援医療制度(精神通院医療)とは**  
統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受けると、医療費の負担が多くなることがあります。  
自立支援医療制度は、精神疾患に必要な治療を受けられるように医療費の負担軽減を図る制度です。  
制度の対象は、通院治療に係る診療代や薬代、往診料などです。
- 医療費の自己負担上限月額は所得や病状に応じて決まります。
- 有効期間は最長1年間です。  
有効期間を継続するためには毎年の申請が必要です。
- 制度の対象となる医療機関は病院(診療所)、薬局、精神科デイケア、訪問看護です。  
(注) 受給者証に記載している指定自立支援医療機関に限ります。

是非、この制度を利用してくださいね！



彩の国  
埼玉県

自立支援医療制度のご案内(精神通院医療)」は埼玉県のホームページからダウンロードできます  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19960/zirituleahurettomihiraki.pdf>



## 利用できる医療機関

### 指定自立支援医療機関

(病院、診療所、薬局、訪問看護  
精神科デイケア)

\* 訪問看護は、介護保険優先となる場合があるので確認が必要

### 指定自立支援医療機関の情報

埼玉県ホームページの  
「**指定自立支援医療機関(精神通院医療)**  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/meibo/index.html>)」



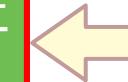
「**8 指定自立支援医療機関一覧表**」  
で検索できます

# 自立支援医療制度について（2）

## 自己負担割合について

世帯の所得や病状に応じて、医療費の自己負担割合や月額の自己負担上限額が決まる

| 所得区分                                   | 自己負担割合                | 1か月の自己負担上限額                |                                 |
|--|-----------------------|----------------------------|---------------------------------|
|  |                       | 「重度かつ継続」に該当しない             | 「重度かつ継続」に該当する                   |
| 低所得層1<br>市町村民税非課税世帯<br>本人収入額 年80万9千円以下 | 1割                    | 2,500円                     | 左記と同じ                           |
| 低所得層2<br>市町村民税非課税世帯<br>本人収入額 年80万9千円超  |                       | 5,000円                     |                                 |
| 中間層1<br>市町村民税<br>所得割3万3千円未満            | 1割                    | 上限額の設定なし<br>(医療保険の自己負担限度額) | 5,000円                          |
| 中間層2<br>市町村民税<br>所得割23万5千円未満           |                       |                            | 10,000円                         |
| 一定所得以上<br>市町村民税<br>所得割23万5千円以上         | 重度かつ継続に該当する場合のみ<br>1割 | 自立支援医療対象外                  | 20,000円<br>※令和9年3月31日までの経過的特例措置 |



継続的な通院医療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方  
精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

2025年12月現在

# 自立支援医療制度について（3）



## 申請について

- 窓口は市町村の障害福祉担当課
- 申請書や医師の診断書（意見書）など、必要な書類をそろえて申請する
- 認定されると、『自立支援医療受給者証』『自己負担上限額管理票』が届く



自己負担上限額管理票



## その他の

- 受給者証に記載されている自立支援医療機関のみで利用可能
- 精神障害者保健福祉手帳との同時申請也可能
- 有効期間は1年間で、更新手続きが必要

自立支援医療受給者証 自己負担上限額管理票  
(精神通院医療)

# 指定難病医療給付制度について（1）

## 指定難病医療給付制度とは

医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に、当該指定難病に付随して発生する傷病の医療費の一部を助成する制度

## 対象となる方

前頭側頭葉変性症(前頭側頭型認知症、意味性認知症)と診断された方のうち、認定基準を満たした方

診断基準 難病情報センター

[https://www.nanbyou.or.jp/wp-content/uploads/upload\\_files/File/127-201704-kijyun.pdf](https://www.nanbyou.or.jp/wp-content/uploads/upload_files/File/127-201704-kijyun.pdf)



## 申請について

住所地を管轄する  
保健所

「指定難病の医療給付に係る支給認定(新規)申請の手引」は埼玉県のホームページからダウンロードできます  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/195058/r7sinnkisinseinotebiki4.pdf>



348 疾病対応 (R7.4.1～)  
R7.7.1 更新

## 指定難病の医療給付に係る 支給認定(新規)申請の手引

指定難病に係る医療給付を受けるには、支給認定の申請を行い埼玉県から認定を受ける必要がありますので、この手引をお読みいただいた上で申請してください。



埼玉県マスコット「コバトン」

### 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 指定難病に係る医療給付制度            | 1  |
| 支給認定申請から医療受給者証交付までの概要    | 1  |
| 医療受給者証有効期間(医療給付が受けられる期間) | 1  |
| 医療給付の内容                  | 2  |
| 限度額適用認定証について             | 2  |
| 指定難病一覧(348疾病・50音順)       | 3  |
| 支給認定申請                   | 7  |
| 支給認定申請ができる方・申請の受付窓口      | 7  |
| 認定基準                     | 7  |
| 自己負担上限月額の算定              | 9  |
| 支給認定申請に必要な書類・記入例         | 11 |
| 支給認定申請に必要な書類一覧           | 11 |
| 支給認定申請書の記入例              | 12 |
| 証明書類の注意事項                | 14 |
| 健康保険書類と課税証明書のフローチャート     | 17 |
| 必要書類の添付省略可否のフローチャート      | 18 |
| 収入状況申告書について              | 19 |
| 個人番号(マイナンバー)について         | 20 |
| 助成開始時期の選りについて            | 23 |
| 登録者証について                 | 24 |
| 申請手続中(医療受給者証交付前)の注意事項    | 24 |
| 医療受給者証交付後の注意事項           | 26 |
| 参考                       | 27 |
| 支給認定申請等の受付窓口一覧           | 31 |

※ この制度は「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」に基づくものです。

# 指定難病医療給付制度について（2）

## 利用できる医療機関

難病法に基づく指定医療機関に限る

指定医療機関の情報は埼玉県のホームページに掲載されている

医療の給付 : 入院、外来、薬剤、訪問看護

介護の給付 : 訪問看護、訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、  
(介護予防含む) 介護療養施設サービス、介護医療院サービス

指定難病医療給付制度について  
はこちらから↓



埼玉県



さいたま市

## 自己負担額

自己負担上限月額は支給認定基準世帯員の市町村民税に応じて決定

| 階層区分  | 階層区分の基準      |                     | 自己負担割合 | 自己負担上限月額<br>(一般) |
|-------|--------------|---------------------|--------|------------------|
| 低所得Ⅰ  | 市町村民税非課税(世帯) | 本人収入 ~80万9千円        | 2割     | 2,500円           |
| 低所得Ⅱ  |              | 本人収入 80万9千円超        |        | 5,000円           |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税 所得割額   | 7.1万円未満             | 2割     | 10,000円          |
| 一般所得Ⅱ | 市町村印税所得割額    | 7.1万円以上<br>25.1万円未満 |        | 20,000円          |
| 上位所得  | 市町村民税所得割額    | 25.1万円以上            |        | 30,000円          |

2割

# 精神障害者保健福祉手帳について（1）

## 制度の概要

精神疾患（認知症）により、日常生活に支障がある場合に、障害の程度を1級～3級の等級に分けて認定され、手帳が交付される。年齢の制限はない

| 3級                          | 2級                                | 1級                               |
|-----------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 一部介助を必要とし、日常生活や社会生活が制約される状態 | 必ずしも常時介助を必要としないが、日常生活に著しい支障をきたす状態 | 日常生活をひとりで送ることがきわめて難しく、常時介助が必要な状態 |



|                  |                    |
|------------------|--------------------|
|                  | 障害者手帳              |
| 氏名 厚生 花子         | 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2 |
| 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 | 障害等級 1級            |
| 手帳番号 〇〇〇〇〇 号     | 都道府県               |
| 公布日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  | 指定都市               |
| 有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 印                  |

## 申請の時期・要件

初診日（認知症の症状について、はじめて医師の診察を受けた日）から**6ヶ月**を経過し、日常生活に支障がある場合

# 精神障害者保健福祉手帳について（2）

## 利用できる制度・サービス等

### ●就業面

- ・企業の障害者法定雇用枠での就業
- ・障害者総合支援法に基づく就労サービスの利用

### ●税金等

- ・所得税、住民税、相続税等の障害者控除 など

### ●各種利用料金の割引等（市町村で異なる）

- ・バスの運賃の割引
- ・公共施設の観覧 ・利用料の割引 など

### ●その他

- ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人が65歳になった時、後期高齢者医療制度の障がい者認定を受けることができ、医療費負担が軽減される場合がある

# 精神障害者保健福祉手帳について（3）

## 相談・申請窓口・申請手続き

- 窓口は市町村の障害福祉課
- 申請書や医師の診断書（意見書）など、必要な書類をそろえて申請する
- 認定されると、『障害者手帳』が届く
- 自立支援医療との同時申請も可能

## その他の

- 有効期間は2年間で、更新手続きが必要

# 障害年金について（1）

## 制度の概要

障害年金は非課税です



障害年金は病気（認知症）によって日常生活が困難になった時に生活を支える年金  
非課税です

## 年金の種類・支給額・申請先

| 初診日に加入している年金 | 障害年金の区分      | 年金支給額(2025年の場合)                      | 申請先  |
|--------------|--------------|--------------------------------------|--|
| 国民年金         | 障害基礎年金1級     | 1,039,625円+子の加算                      | お住まいの市(区)役所または町村役場   |
|              | 障害基礎年金2級     | 831,700円+子の加算                        |  |
| 厚生(共済)年金     | 障害厚生(共済)年金1級 | 報酬比例年金額 × 1.25倍<br>+配偶者加算額(239,300円) | お近くの年金事務所<br>(ただし初診日時点で<br>共済組合に加入して<br>いた方は、加入して<br>いた共済組合) |
|              | 障害厚生(共済)年金2級 | 報酬比例年金額<br>+配偶者加算額(239,300円)         |  |
|              | 障害厚生(共済)年金3級 | 最低保障年金額(623,800円)                    |  |

# 障害年金について（2）

## 申請の要件

精神障害者保健福祉手帳を取得していないなくても、障害年金を申請することができます



- 初診日（認知症の症状について、はじめて医師の診察を受けた日）から1年6ヶ月経過している
- 初診日が65歳誕生日の2日前までにある
- 初診日に公的年金に加入していて、2ヶ月前までの保険料を納めるべき期間において、保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上ある  
または、前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がない。
- 障害の程度が一定の基準以上の状態にある

| 3級                      | 2級                      | 1級                     |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 日常生活に支障があり、労働にも制限が必要な状態 | 日常生活もかなり難しく、働くことができない状態 | 日常生活が他人の助けを借りないとできない状態 |

- 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない

# 障害年金について（3）

## 障害認定日請求

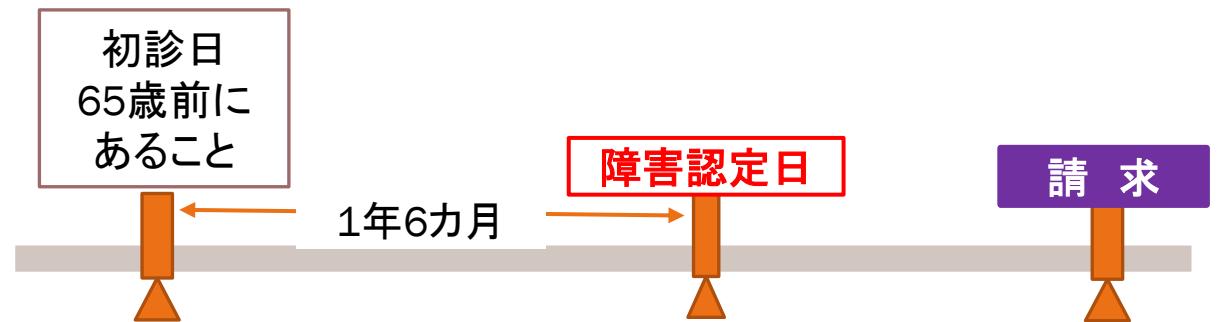
障害認定日に3級から1級に該当した状態であるときの請求



- ・3級から1級に該当した状態であること
- ・障害認定日から3ヶ月以内の診断書があること

## 事後重症による請求

障害認定日に3級から1級に該当しなかつた場合、その後認知症が進行し該当する障害の状態になった時の請求



障害年金に該当しない状態  
診断書がない

3級から1級に該当する  
状態であること

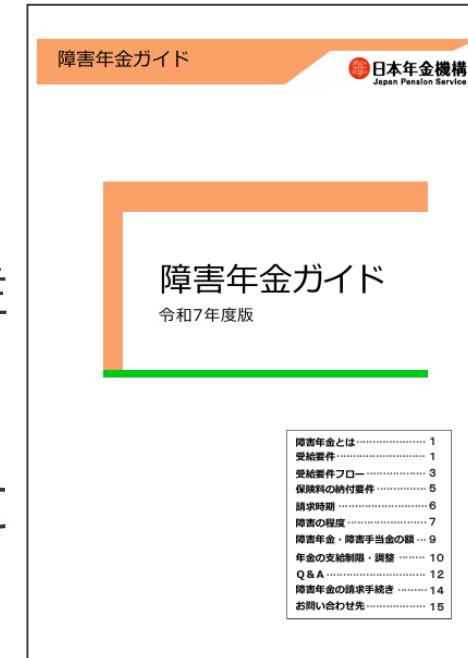
# 障害年金について（4）

## 申請窓口・申請手続き

- 「初診日」を確認の上、年金事務所に相談  
↓  
● 「年金請求書」を年金事務所に提出

申請には、医療機関の「初診日証明書」主治医の「診断書」が必要  
診断書は精神障害、神経障害の診断または治療に従事している医師は記入できる  
↓
- 「年金証書」「年金決定通知書」等が約3ヶ月後に日本年金機構から届く  
↓
- 「年金証書」が届いてから約1~2ヶ月後に年金の振込が開始される

自分で申請することが難しい場合は、社会保険労務士に依頼することもできます  
申請後5ヶ月程度かかるので、早めに準備を始めましょう



「障害年金ガイド」のダウンロードはこちらから  
<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf>



(日本年金機構)障害基礎年金請求書の記入方法についての動画はこちらから  
<https://www.youtube.com/watch?v=1okTD8H3a6E>



# 障害年金について（5）

## 年金受給について

障害年金受給者が65歳に達すると、「老齢年金」の受給権が発生する。「障害年金」と「老齢年金」のどちらを選択するか、あるいは併給可能な組み合わせがないかを検討する必要がある

## 国民年金保険料

障害年金1級・2級の受給者は、国民年金の保険料が法定免除される  
年金事務所で免除申請が必要

## 後期高齢者医療保険の障害認定

障害年金1級・2級の方が65歳になった時、後期高齢者医療制度への加入を選択でき、  
医療費負担が1割になる場合がある  
医療保険すべてが対象となる

# 傷病手当金について (1) 【就労中の方 休職する場合】

認知症が原因で仕事を休み、給与を受けられない時に支給される生活の保障  
療養のために仕事に就けない時に利用できる

## 対象者

- ・医療保険（健康保険組合、全国健康保険協会、各種共済組合などの健康保険）に加入している方
- ・国民健康保険加入者はこの制度はありませんが、特定の職種ごとに設立している国民健康保険組合に加入している場合は確認が必要

発症後、すぐに退職をすすめられることがあります  
退職する前に治療に専念するために休職することができます

## 支給の条件

- ・担当医師の意見などをもとに、それまで就いていた仕事を継続することができないと判断された場合
- ・最初に3日間連続で休み、4日目以降も就労できること
- ・休業した期間について、給与の支払いがないこと



# 傷病手当金について（2）

## 支 給 の 期 間

支給開始日から通算して1年6ヶ月の間  
退職した場合でも残りの期間分の傷病手当金を受給できる  
(1年以上医療保険に加入していた場合)

## 支給額の計算方法

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額の平均額の30分の1} \times 3分の2 \times \text{支給日数}$$

## 併給調整について

同じ傷病が原因で傷病手当金と障害厚生年金を重複して受給できる場合、併給調整が行われます。傷病手当金が障害厚生年金より多い場合は、障害厚生年金に加えてその差額が傷病手当金として支給されます

※後から障害厚生年金が支給され、  
傷病手当金が障害厚生年金より多い場合



## 「若年性認知症認知症の方やそのご家族へ」

埼玉県では、若年性認知症と診断された方が利用可能な社会保障制度についてリーフレットを作成しました。

ダウンロードしてご利用ください。

埼玉県のHPからもダウンロードできます。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19889/jyakunenseininchishounokataya\\_r0602ban.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19889/jyakunenseininchishounokataya_r0602ban.pdf)



## 若年性認知症の方や そのご家族へ

～若年性認知症の本人と家族が利用できる  
制度・サービスについて～



埼玉県のマスコット コバトン・さいたまっちゃん

このリーフレットは 65 歳未満で認知症と診断された方が適切なサービスを受けられるよう、道しるべとして作成しました。

若年性認知症の方には、現役世代だからこそ給付の対象となる制度・サービスがありますので確認してください。

また、埼玉県は若年性認知症サポートセンターを設置しています。ぜひご活用ください。

令和7年2月  
埼玉県福祉部地域包括ケア課



# 若年性認知症自立支援ネットワーク研修

---

社会保障制度の活用事例

# 紹介事例

## さいたま太郎　さんの状況

- ・ 54歳 男性
- ・ 製造業（工場勤務勤続32年）
- ・ X：初診日  
　　工場でミスが続き上司に勧められ受診
- ・ 前頭側頭型認知症と診断
- ・ 家族構成  
　　妻（パートタイマー）長男（社会人）長女（大学2年）
- ・ 住宅ローンなし

経済的なことも含め今後の生活について相談したいと当センターに妻と来所  
さいたま太郎さんを例に 活用した社会保障制度をご紹介

# 1. 自立支援医療制度

X (初診日) + 6か月



**自立支援医療制度**について情報提供

スライド  
4

太郎さんの受診先の病院は指定自立支援医療機関であった  
自立支援医療の申請手続き



スライド  
5・6

**自立支援医療受給が認定される**

太郎さんの場合、前年の所得と病状により申請の翌年度から  
前頭側頭型認知症に関する医療費・服薬代の負担が軽減された

医療費が軽減され  
ることが分かつて  
ホッとした



太郎さん

## 2.精神障害者保健福祉手帳

X + 6か月

初診日から6か月が経過しているので…



**精神障害者保健福祉手帳**について情報提供

スライド  
9・10・11

自立支援医療制度と同時申請が可能 医師の診断書は1通



**精神障害者保健福祉手帳（3級）取得**

手帳の活用

- ・所得税・住民税の控除
- ・美術館巡り（造形・絵画鑑賞を楽しむ）
- ・バスを利用して外出



### 3. 傷病手当金

X + 12か月

仕事でミスが増え人事担当者から妻に連絡

不安になり太郎さんと妻が相談のために来所



**傷病手当金**について情報提供

スライド  
17・18

会社提案

- 休職し傷病手当金受給
- または
- 配置転換 役職を降りる 給与が下がる



休職し**傷病手当金**受給を決める

休職から3か月後 退職

資格喪失後の継続給付要件を満たし 妻が協会けんぽに支給申請書を郵送

アルツハイマー型認知症の方は…  
部下が上司になる  
仕事内容が変更になる  
給与が下がる⇒就労継続するか否か…

家計的には傷病手当金の方がよいけど…



太郎さんの妻

# 4.障害年金

X + 18か月

会社を退職後の太郎さんと妻が相談のため来所

- ・傷病手当金が終了したら 収入が無くなってしまう
- ・娘の学費があと一年間必要
- ・妻の収入だけでは厳しい…



**障害年金**について情報提供

スライド  
12・13・14



年金事務所に相談

太郎さんは障害厚生年金申請要件を満たしている



主治医に障害厚生年金の申請の意向を伝え「初診日証明」「診断書」の作成を依頼

障害厚生年金の申請



スライド  
15

の手順で申請を行い傷病手当金受給から間をあけずに障害年金を受給することができた

# 5. 指定難病医療給付制度

X + 30か月

太郎さんの妻が相談のため来所

夫がコンビニで代金を支払わずに物を持ってきたり、その場でペットボトルを開けて飲んでしまったりして、警察からの呼び出しが続いている。注意しても止めない。  
主治医に相談したら、前頭側頭型認知症の症状が進行していると説明をうけ  
**入院治療**を勧められた



**指定難病医療給付制度**について情報提供

前頭側頭型認知症は指定難病となるので申請



認定

スライド  
7・8

入院治療費のや  
りくりができる良  
かった



太郎さんの妻

主治医に指定難病医療給付制度の申請を相談。現在の病状が一定の基準を満たしているので、保健所に申請し認定された。その結果入院治療費に関して2割負担となつた。

# 若年性認知症サポートセンターに お気軽にご相談ください

若年性認知症と診断されたら もしかしたら…と思ったら

埼玉県・さいたま市 **若年性認知症サポートセンター** にご相談ください

若年性認知症サポートセンターでは

看護師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門の資格と経験を有した若年性認知症支援コーディネーターがご相談に応じます。  
まずは、お電話またはメールにてお気軽にご相談ください。

## 本人・家族

- 若年性認知症と診断を受けたが、今後どうしたらよいのか分からない
- 自分は認知症ではないかと不安に思っている
- どのような医療機関を受診したらよいのか?
- 今の会社で働き続けたいがどうしたらよいのか?
- 相談先が分からない

## 医療・福祉関係者

- 若年性認知症の方の支援方法が分からない、経験がない
- 地域で利用できるサービス(社会資源)の情報が見つからない
- 若年性認知症と診断した本人や家族に対して生活や支援制度など相談にのってほしい

## 職場・企業

- 忘れることが多く、仕事上ミスが目立っている
- 物忘れ外来の受診を勧めているが、本人が拒否している
- 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいか分からない



若年性認知症支援コーディネーターは こんな活動もしています

### 本人や家族の不安に対応



家族の介護負担・不安や社会保障の情報提供について相談をお受けします。本人・家族の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考え症状や行動に対して助言します。家族交流会「たんぽぽ」なども開催しています。同じ境遇の家族同士で話すことにより情報の共有だけでなく気持ちの共有も可能です。

### 医療・福祉関係者との連携について



必要に応じ受診同行等をしながら、主治医とも連携を図り支援します。担当の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などと連携を取り、必要なサービスにつなげていきます。

### 就労支援



就労が継続できるよう、会社との面談に同席したり、社員向けに認知症に関する研修を実施します。再就職に向けて、相談機関の紹介や相談に同席します。

### 社会参加に関する支援



若年性認知症の方の本人カフェ「リンクカフェ」を週1回、当サポートセンターで開催しています。事前の申し込みが必要です。お電話ください。若年性認知用の方の社会参加の場の創出に関して相談に応じています。

電話やメール、来所や訪問による相談に応じます。

月～金 9:00～16:00

年末年始・祝日除く

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤3-12-17

日建プリムローズ常盤第3-1F

電話：048-814-1212

FAX：048-814-1211

E-mail：jakunen2017@sage.ocn.ne.jp